

1. 住宅確保要配慮者に対する住宅分野の支援施策・取組について	
生活援護室・ 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立相談支援事業 * 資料あり</li> <li>・生活困窮者住居確保給付金 * 資料あり</li> <li>・生活困窮者一時生活支援事業 * 資料なし</li> <li>・生活福祉資金 * 資料あり</li> </ul>
2. 住宅確保要配慮者の対応や支援を行う中で感じる住宅分野における課題等	
生活援護室	<p>以前から相談のある「派遣切りで社宅を失い住居を喪失される方」に加えて、「無年金・少額年金で失職された60代後半から70代の方の住居喪失のおそれのある方」の相談が増えてきており、安定した住居の確保は生活困窮者自立相談支援窓口において大きな課題となっています。さらに、そういった相談者の特性として、住まいを失った当日や失う直前に相談に来られることが多く、手持ち金がほとんどない中、即日の住居の確保にかかる相談を受けることが多い状況です。</p> <p>また、高齢で軽度の認知症が疑われる方、金銭管理が上手くできない方、障害者手帳取得まではいかないものの発達障害等が疑われる方といったように単身での居宅生活ができるかどうかグレーゾーンの方の相談も増えてきており、相談者の特性をしっかりと把握した上で、個々に合わせた伴走型支援が求められるため、相談支援員のマンパワー不足が懸念される状況となっています。</p> <p>生活困窮者自立相談窓口で相談される方はこうした「住まい」の課題だけでなく、就労、滞納してしまった税や国保、多重債務、障害のあるご家族、介護、子育てと様々な課題が複合的に重なっていることが多く、相談支援員が解決に向けて伴走型支援を行うにあたり、多くの機関の理解と協力が不可欠となっております。</p>
社会福祉協議会	<p>安価な家賃の住宅へ転居するための資金がなく、貸付も不可となるケースの対応や家賃滞納者の相談が多いことが課題等としてあげられる。</p>
こども育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期費用が準備できない要配慮者への支援策が不足している。</li> <li>・入居後、無職または収入減となったときどうなるか、どうするかが不明。</li> </ul>
長寿社会支援部	<p>身元保証人や緊急連絡先がなくても入居を受け入れてくれる賃貸住宅・高齢者住宅の具体的な情報が一般的に行き渡っていない。具体的にどこに相談すればよいのかも分からない状態。</p>

3. 協議会会員内で情報共有・周知したい事項について	
生活援護室	<p>生活困窮者自立支援事業で実施している住居確保給付金や一時生活支援事業は、自立支援プランに基づく支援メニューの一つであり、それだけを単体で受けていただけるものではありません。生活困窮者自立支援事業では他にも家計改善支援事業や就労準備支援事業と言ったものがあり、相談支援員が個々の状況をお伺いして自立へのプランと一緒に考えていくような事業となっておりますので、各種支援についてはまずは総合福祉会館 2 階にあります「くらしと仕事の相談窓口」までご相談ください。</p> <p>自立相談支援機関である「くらしと仕事の相談窓口」では日々様々な相談を受けており、コロナ禍以降「住まい」にかかる相談が増えてきています。（令和 4 年度 562 件 令和 3 年度 612 件 令和 2 年度 543 件 令和元年度 218 件）</p> <p>専門の相談員がインテーク・アセスメントを行うなか、住まいを確保することが困難な方、低廉な家賃への転居が望ましい方がおられます。</p> <p>現場の相談員からは、そういった方々への住居の確保支援等についてまとめられた資料がなく、相談対応時には相談員の力量による差が生じているため、「姫路市で受けられる入居支援や補助等」についてまとめられた資料がパンフレットが欲しいという声があります。</p> <p>本協議会では各部署の連携が大切であるとの認識を持たれているかと思いますが、支援現場・窓口への各種支援の案内が不十分であると感じられますので、姫路市における入居支援についてまとめられた配布用資料やパンフレット等の作成についての検討を提案いたします。</p>
保健福祉部	<p>DV 被害者の民間住宅の入居について、優遇取扱いがあれば情報共有をお願いします。</p>